富山県立大学科学研究費補助金等内部監査実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、富山県立大学(以下「本学」という。)における科学研究費補助金等(以下「補助金」という。)の内部監査(以下「監査」という。)の実施に関し必要な事項を定め、 補助金の会計経理の適正を図ることを目的とする。

(対象研究機関)

第2条 対象研究機関は、富山県立大学とする。

(監査の対象)

第3条 監査の対象は、富山県立大学競争的研究資金等に関する取扱規程第2条第1項及び第2項に規定するものとする。

(監査の対象研究課題)

第4条 監査の対象研究課題は、監査を実施する年度の前年度に補助金の交付を受けていた補助 事業とする。ただし、監査を実施する年度の前年度に補助金の交付を受けていない場合は、監 査を実施する年度の補助事業とする。

(監査の区分等)

第5条 監査は、書面による監査(以下「通常監査」という。)と実地による監査(以下「特別 監査」という。)に区分する。

(監査員)

- 第6条 監査員は、主査1名、書記3名とし、教員及び事務局職員(補助金の経理執行に直接携わる者を除く。)のうちから理事長がこれを命ずるものとする。
- 2 主査は事務局職員をもって充てる。

(監査の対象)

- 第7条 通常監査は、監査を実施する年度において、研究機関ごとに研究代表者として補助金の 交付を受けている研究課題数の10%以上又は研究課題毎に支出書類件数の10%以上を対象 とする。
- 2 特別監査は、通常監査を行う補助事業又は支出書類件数のうち30%以上を対象とする。

(監査対象研究課題の抽出等)

第8条 通常監査の対象課題は、無作為により理事長が抽出する。

- 2 特別監査の対象課題は、通常監査を行う対象課題のうち、補助金の執行状況を確認のうえ候補を選び、その中から無作為により理事長が抽出する。
- 3 理事長は、監査を実施しようとするときは、あらかじめその期日及び監査員の氏名、その他 必要な事項を補助金事務担当者及び対象研究課題を担当する本学教員(以下「担当者等」とい う。)に通知するものとする。

(監査の実施項目)

- 第9条 監査員は、次の各号に掲げる事項について監査をしなければならない。
 - 一 契約内容と履行状況の確認に関する事項
 - 二 購入物品等の利用状況に関する事項
 - 三 帳簿及び証拠書類に関する事項
 - 四 その他理事長が必要と認める事項
- 2 監査員は、あらかじめ理事長が定める監査実施細目に基づいて監査しなければならない。

(監査の出席)

- 第10条 第8条第3項の通知を受けた担当者等は、監査に出席しなければならない。
- 2 監査員は、監査に当たって担当者等に説明又は資料の提出を求めることができる。

(監査の実施報告)

第 11 条 監査員は、監査が終了したときは、速やかに別に定める監査実施状況報告書を作成し、 事務局長を経由し、理事長に報告しなければならない。

(監査による是正改善措置)

- 第 12 条 理事長は、監査の結果、会計経理に関し是正改善を必要とする事項があると認めると きは、事務局長にその措置を命ずるものとする。
- 2 事務局長は、前項の規定により、是正改善の措置をとることを命ぜられたときは、直ちにそ の措置をとらなければならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。